

具志川多種目球技場クラブハウス建設工事
(電気)

完 成 図

令和 3 年度

うるま市 都市建設部 建築工事課

施工業者：株式会社 サン電設

具志川多種目球技場クラブハウス建設工事 (電気)

図 面 目 録

NO	図 面 名 称	縮尺(A1)
E-00	図面目録	NO SCALE
E-01	特記仕様書(電気設備)その1	NO SCALE
E-02	特記仕様書(電気設備)その2	NO SCALE
E-03	特記仕様書(電気設備)その3	NO SCALE
E-04	全体配置図	S=1/1500
E-05	構内配線図	S=1/500
E-06-1	幹線設備系統図(電灯・動力)	NO SCALE
E-06-2	既設外灯設備アイソメ図	NO SCALE
E-07	既設受変電設備改修図	NO SCALE
E-08	分電盤表	NO SCALE
E-09	照明器具姿図及び凡例	NO SCALE
E-10	1階屋上階幹線動力設備配線図	S=1/100
E-11	1階屋上階コンセント設備配線図	S=1/100
E-12	1階電灯設備配線図	S=1/100
E-13	誘導支援設備配線図	S=1/50
E-14	自動火災報知設備系統図・放送設備系統図	NO SCALE
E-15	1階自動火災報知設備配線図	S=1/100
E-16	1階屋上階放送設備配線図	S=1/100

制定 平成28年6月30日
最終改定 令和3年7月

1 工事概要

- (1) 工事名 : 具志川多種目球技場クラブハウス建設工事（電気）
- (2) 工事場所 : うるま市宇大田区内
- (3) 建物概要

建築物の名称	構造及び階数	延べ面積 (m ²)	用途区分
			消防法施行令第表第一
クラブハウス	1階建て	462.29	1項 (イ)
計			

(注：延べ面積は建築基準法による表記)

(4) 工事科目（○印を付けたものを適用する）

工事科目	建物別及び屋外		
	クラブハウス		屋外
電灯設備	○		
動力設備	○		
電熱設備			
雷保護設備			
受変電設備			○改修
電力貯蔵設備			
発電設備			
構内情報通信網設備			
構内交換設備			
情報表示設備			
映像・音響設備			
拡声設備	○		
誘導支援設備	○		
テレビ共同受信設備			
監視カメラ設備			
駐車場管制設備			
防犯・入退室管理設備			
火災報知設備	○		
中央監視制御設備			
構内配電線路			○
構内通信線路			
テレビ電波障害防除設備			
発生材処理			
撤去工事			
軽微な機械設備工事			
軽微な建築工事			

2 本工事の設計時期

本工事の設計書は、令和3年10月時点での沖縄県土木建築部建築工事積算基準及び令和3年10月の公共工事設計労務単価等に基づいて作成している。

3 電気設備工事仕様

(1) 標準仕様書等

- ア 図面及びこの特記仕様書に記載されていない事項は、国土交通省大臣官庁官庁官房庁営繕部制定の「公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）」（平成31年版）（以下「標準仕様書」という。）、「公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工事編）」（平成31年版）（以下「改修標準仕様書」という。）及び「公共建築設備工事標準図（電気設備工事編）」（平成31年版）（以下「標準図」という。）による。
- イ 本工事に建築工事を含む場合、建築工事は「公共建築工事標準仕様書（建築工事編）」（平成31年版）及び「公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）」（平成31年版）による。

(2) 特記仕様

- ア 項目の番号に○印が付いた特記事項を適用する。
- イ 特記事項のうち選択する事項は「・」又は「※」に○印が付いたものを適用する。ただし、○印のない場合は「※」を適用する。「・」と「※」の両方に○印がある場合は、ともに適用する。
- ウ 項目に記載の（ . . . ）内の表示番号は標準仕様書の当該項目を参考まで示している。

4 その他

(1) 公共事業労務費調査に対する協力

- ア 本工事が公共事業労務費調査の対象工事となった場合は、調査票等に必要事項を正確に記入し提出する等、必要な協力を行わなければならない。また、本工事の完成後においても同様とする。

イ 調査票等を提出した事業所を事後に訪問して行う調査・指導の対象になった場合は、その実施に協力しなければならない。また、本工事の完成後においても同様とする。

ウ 公共事業労務費調査の対象工事となった場合に正確な調査票等の提出が行えるよう、労働基準法等に従って就業規則を作成すると共に賃金台帳を調製・保存する等、日頃より雇用している現場労働者の賃金時間管理を適切に行っておかななければならない。

エ 本工事の一部について下請契約を締結する場合には、当該下請工事の受注者（当該下請工事の一部に係る二次以降の下請人を含む。）がアからウまでと同様の義務を負う旨を定めなければならない。

(2) 暴力団員等による不当介入の排除対策

受注者は、当該工事の施工に当たって「沖縄県土木建築部発注工事における暴力団員等による不当介入の排除手続きに関する合意書」（平成19年7月24日）に基づき、次に掲げる事項を遵守しなければならない。なお、違反したことが判明した場合は、指名停止等の措置を行うなど、厳正に対処するものとする。

ア 暴力団員等から不当要求を受けた場合は、毅然として拒否し、その旨を速やかに監督員に報告するとともに、所轄の警察署に被害の届出を行い、捜査上必要な協力を行うこと。

イ 暴力団員等から不当要求による被害又は工事妨害を受けた場合は、速やかに監督員に報告するとともに、所轄の警察署に被害の届出を行うこと。

ウ 暴力団員等に対する排除対策を講じたにもかかわらず、工事に遅れが生じるおそれがある場合は、速やかに監督員と工程に関する協議を行うこと。

(3) ワンデーレスポンスの実施

ア この工事はワンデーレスポンス実施対象工事である。ワンデーレスポンスとは、受注者からの質問、協議への回答は、基本的に「その日のうち」に回答するよう対応することである。ただし、即日回答が困難な場合は、いつまで回答が必要なのかを受注者と協議の上、回答期限を設けるなど、何らかの回答を「その日のうち」にすることである。

イ 受注者は計画工程表の提出にあたって、作業間の関連把握や工事の進捗状況等を把握できる工程管理方法について、監督員と協議を行うこと。

ウ 受注者は工事施工中において、問題が発生した場合及び計画工程と実施工程を比較照査し、差異が生じた場合は速やかに文書にて監督員へ報告すること。

エ 効果・課題等を把握するためアンケート等のフォローアップ調査を実施する場合があるため、協力すること。

(4) 工事監理業務への協力等

ア 本工事の工事監理業務（建築工事監理業務委託契約に基づき、建築士法第2条第8項並びに同法第18条第3項に掲げる工事監理を行う業務をいう。以下同じ。）は、別途委託契約を締結することとしており、本工事の現場代理人等は、当該工事監理業務の履行に協力すること。

イ 工事監理業務の受注者が配置した管理技術者、主任担当技術者並びに担当技術者（以下「管理技術者等」という。）の氏名等は発注者から通知する。なお管理技術者等は本工事に関する指示・承諾・協議の権限は有しない。

ウ 設計図書において監督員に提出することとなっている書類は、原則として管理技術者等に提出すること。

エ 建築業法第23条の2の規定に基づく工事監理に対する報告の書類は、監督員に提出すること。

(5) 本工事の請負代金額の変更協議をする場合及び本工事と関連する工事を本工事受注者と随意契約する場合の取扱いについて

本工事の請負代金額の変更協議をする場合及び本工事と関連する工事を本工事受注者と随意契約する場合にあたって、変更協議または関連する工事の予定価格の算定は、本工事の請負比率（元契約額÷元設計額）を変更設計額または関連工事の設計額に乗じた額で行う。

(6) 県産資材の優先使用

本工事に使用する資材等のうち、沖縄県内で生産、製造され、かつ、規格、品質、価格等が適正である場合はこれを優先して使用するよう努めなければならない。なお、主要建設資材の使用状況を「県産建設資材使用状況報告書」にて報告すること。

(7) 下請業者の県内企業優先活用

受注者は、下請契約の相手方を県内企業（主たる営業所を沖縄県内に有する者。）から選定するように努めなければならない。

(8) 不発弾等発見時の処理について

本工事において、不発弾等が発見された場合には、警察署（交番、駐在所）に報告すると共に、監督員を通して関連市町村（防災主管課）、沖縄県知事公室防災危機管理課及び沖縄県土木建築部技術・建設業課に報告すること。また、発見された不発弾等については、警察署または自衛隊より指示等があるまでは、触れずにそのままの状態を保存すること。

なお、これについては、下請業者へも周知すること。

(9) ダンプトラック等による過積載等の防止について

- ア 工事業資機材等の積載超過のないようにするとともに交通安全管理を十分に行うこと。
- イ 過積載を行っている資材納入業者から、資材を購入しないこと。
- ウ 資材等の過積載を防止するため、資材の購入等に当たっては、資材納入業者等の利益を不当に害することのないようにすること。

エ さし枠の装着又は物品積載装置の不正改造をしたダンプカーが、工事現場に出入りすることのないようにすること。

オ 「土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法」（以下「法」という。）の目的に鑑み、法第12条に規定する団体等の設立状況を踏まえ、同団体等への加入者の使用を促進すること。

カ 下請契約の相手方又は資材納入業者を選定するに当たっては、交通安全に関する配慮に欠けるもの又は業務に関しダンプトラック等によって悪質かつ重大な事故を発生させたものを排除すること。

キ アからカのことにつき、下請契約における受注者を指導すること。

(10) 不正軽油の使用の禁止等について

ア 受注者は、工事の施工に当たり、工事現場で使用し、若しくは使用させる車両（資機材等の搬出入車両を含む。）又は建設機械等の燃料として、不正軽油（地方税法第144条の32の規定に違反する燃料をいう。）を使用し、又は使用させてはならない。

イ 受注者は、県の税務当局が実施する使用燃料の採取調査に協力しなければならない。

(11) 設計図書における資材等の取扱いについて

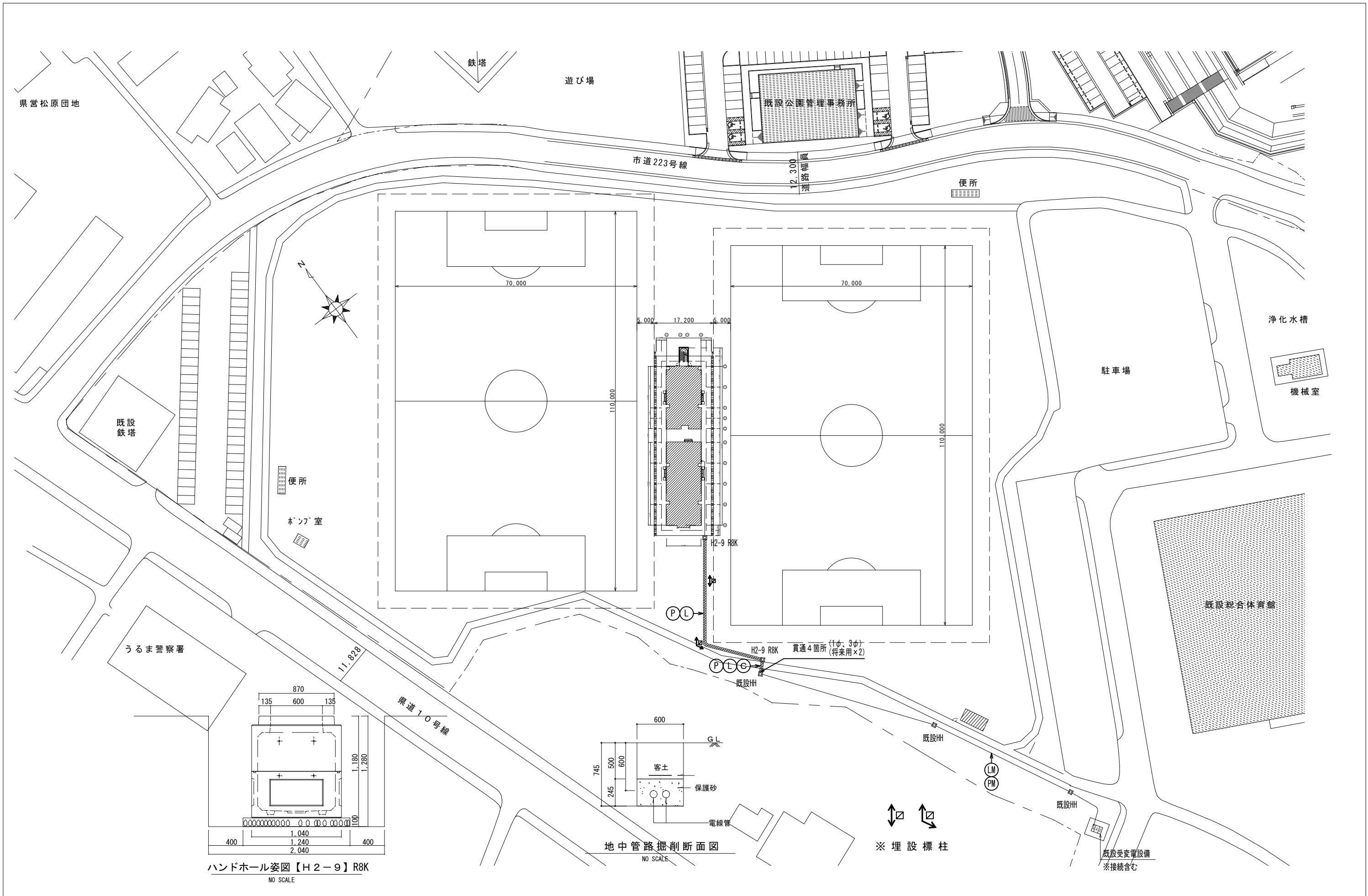
ア 本工事の設計図書及び参考図に示す資材等については、特定企業の製品又は工法を指定するものではない。

イ 本工事で使用する資材等については、設計図書及び参考図のとりの品質規格・仕様等で積算しており、その品質規格・仕様等と同等品以上の資材を使用すること。なお、使用にあたっては監督職員の承諾を得るものとする。

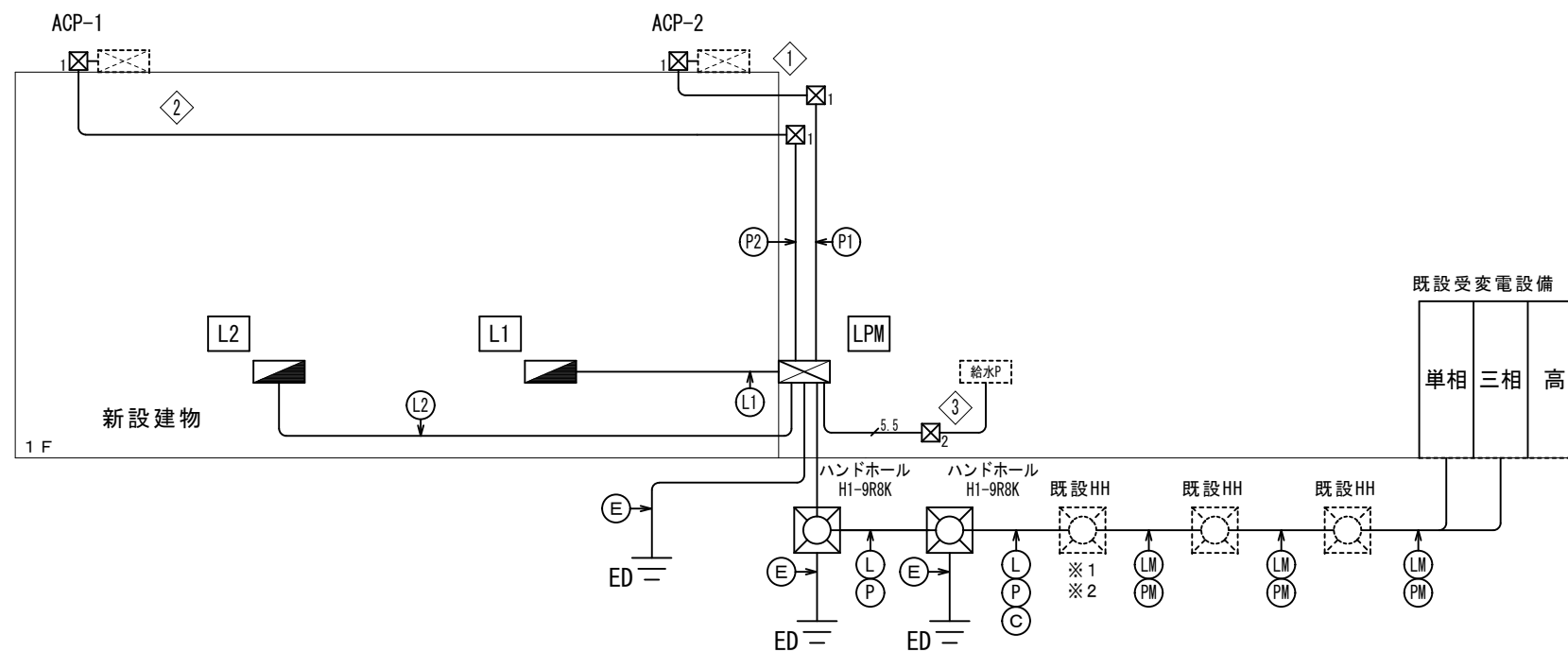
ウ 「参考図」は建設工事請負契約約款第1条に定める設計図書ではなく、発注者の積算の透明性を確保し入札者の積算、工事費内訳書作成の効率化を図ることを目的に「参考資料」として提示するものである。

訂正	平成 年 月 日		平成 年 月 日		記 事	御承認印	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	施 工 沖縄県知事許可（特-27）第11428号 （株）サン電設 〒904-2231 沖縄県うるま市宇塩屋508-1 TEL (098) 974-8750 FAX (098) 974-8751	工事名称： 具志川多種目球技場クラブハウス建設工事（電気）	令和 年 月 日	工事年度
	平成 年 月 日		平成 年 月 日												作 図 者	
	平成 年 月 日		平成 年 月 日													

項目		特記事項		項目		特記事項		特記事項																																																																																																																																																															
○	17 ゆいくる材について	ウ 未加入下請事業者に対する加入を指導する。 エ 工事完成後、速やかに掛金充当実績統括表を作成し、検査職員に提示しなければならない。	(1) ゆいくる材の利用 ア 本工事で使用するリサイクル資材は、特定建設資材廃棄物を原材料とするゆいくる材に限り、原則「ゆいくる材」とする。それ以外を原材料とするゆいくる材は率先して使用することとする。 イ ゆいくる材がない離島等での工事の場合は、ゆいくる材以外の再生資材を使用できる。この場合においても受注者は、「ゆいくる材品質管理要領」に準じて品質管理を実施しなければならない。 ウ ゆいくる材の在庫がない等により使用することができない場合は、新材を使用する。 (2) ゆいくる材の品質管理 ア 受注者は、ゆいくる材の品質管理にあたっては、標準仕様書等のほかに「ゆいくる材品質管理要領」に基づいて実施しなければならない。 イ 受注者は、工事請負代金額が500万円以上でゆいくる材を使用する場合、着手後に一般財団法人沖縄県建設技術センターあてに「ゆいくる材品質管理依頼」を行い、必要書類の交付を受けなければならない。 ウ 受注者は、路盤材のサンプル送付試験の試料採取や現場への資材初回搬入時と敷き均し転圧完了後に行う現場簡易試験を監督員等の立会のもと実施しなければならない。 エ 受注者は、路盤材の現場簡易試験が終了した後、速やかに監督員等に試験結果を報告しなければならない。	○ 22 情報共有システムの使用	一本工事は、沖縄県が指定する情報共有システムを使用する。 (1) 現場事務所等に情報共有システムが使用可能な以下に示す程度のインターネット環境を整えること。なお、現場条件等により当該整備が不可能な場合は、監督員と協議すること。 【インターネット環境】：ブロードバンド回線 【パソコンOS】：Microsoft Windows 8.1/10 【推奨ブラウザ】：Internet Explorer 11 情報共有システムとは、工事期間中において受発注者間でインターネットを介して協議簿、図面等の各種データのやり取りを行い、情報共有サーバーを用いてそれらのデータを共有・交換するものである。 (2) 受注者は沖縄県GALSシステムの利用にあつては、1件当たり67,000円に消費税相当額を加えた使用許諾料を「沖縄県GALSシステム運営業務」を受託している者に支払うこと。 (3) 沖縄県GALSシステムの使用許諾料を支払ったときは、速やかに監督員に支払いの事実を報告し、確認を受けること（支払いの事実を証明する書類（銀行振り込みの写し等）を提出）。	別表ー1（関連工事との取り合い）																																																																																																																																																																	
	○	18 機材の品質等 (1.4.2)	※工事に使用する機材の品質等は図示（機器仕様書等）又はこれらと同等のものとする。（製品番号等は参考であり限定しない。） ※使用する機材はあらかじめ監督員の承諾を受ける。 ※使用する機材が「建築資材・設備機材等品質性能評価事業」（一般社団法人公共建築協会）による場合は、評価書の写しを監督員に提出する。	○ 23 墜落制止用器具	・墜落制止用器具は、フルハーネス型とする。ただし、墜落時に着用者が地面に到達するおそれのある場合は、胴ベルト型の使用を認めるものとする。また、墜落制止用器具の安全な使用に関するガイドライン(平成30年6月22日付け基発0622第2号)を遵守すること。	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">工事内容</th> <th colspan="3">本工事</th> <th colspan="1">別途工事</th> </tr> <tr> <th>電気</th> <th>機械</th> <th>建築</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">機器の基礎</td> <td>屋内設置（架台、アンカーボルトを除く）</td> <td>・</td> <td></td> <td>※</td> </tr> <tr> <td>屋上設置（架台、アンカーボルトを除く）</td> <td>・</td> <td></td> <td>※</td> </tr> <tr> <td>屋外設置（架台、アンカーボルトを除く）</td> <td>※</td> <td></td> <td>・</td> </tr> <tr> <td>架台、アンカーボルト</td> <td>※</td> <td></td> <td>・</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">貫通スリーブ (はり、床、壁)</td> <td>スリーブ</td> <td>※</td> <td></td> <td>・</td> </tr> <tr> <td>補強鉄筋</td> <td>・</td> <td></td> <td>※</td> </tr> <tr> <td>スリーブの穴埋め</td> <td>※</td> <td></td> <td>・</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">箱入れ (はり、床、壁)</td> <td>箱入れ</td> <td>・</td> <td></td> <td>・</td> </tr> <tr> <td>補強鉄筋</td> <td>・</td> <td></td> <td>・</td> </tr> <tr> <td>型枠の穴埋め</td> <td>・</td> <td></td> <td>・</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">天井、壁の切り込み</td> <td>墨出し</td> <td>※</td> <td></td> <td>・</td> </tr> <tr> <td>下地組み、ボード類切り込み (埋込照明器具等)</td> <td>○</td> <td></td> <td>※</td> </tr> <tr> <td>開口部補強</td> <td>軽量鉄骨天井、壁下地</td> <td>・</td> <td></td> <td>※</td> </tr> <tr> <td>インサート</td> <td>インサート</td> <td>※</td> <td></td> <td>・</td> </tr> <tr> <td>換気扇の取付枠</td> <td>換気扇の取付枠</td> <td>・</td> <td>※</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="6">電気配管配線</td> <td>機器付属の制御盤及び操作盤以降の配管、配線</td> <td>・</td> <td>※</td> <td></td> </tr> <tr> <td>機器付属の制御盤及び操作盤への電源供給配管、配線</td> <td>※</td> <td></td> <td>・</td> </tr> <tr> <td>天井吊り機器（空調機、空調換気扇）の本体と操作スイッチ間の配管</td> <td>※</td> <td></td> <td>・</td> </tr> <tr> <td>上記の配線</td> <td>・</td> <td>※</td> <td></td> </tr> <tr> <td>パッケージ型空調機などで屋内機と屋外機との間の配管</td> <td>※</td> <td></td> <td>・</td> </tr> <tr> <td>上記の配線</td> <td>・</td> <td>※</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">自動制御</td> <td>電極棒及びフロートスイッチの本体</td> <td>・</td> <td>※</td> <td></td> </tr> <tr> <td>上記の配管、配線</td> <td>※</td> <td>○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>電気配管</td> <td>・</td> <td>・</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">浄化槽</td> <td>電気配線</td> <td>・</td> <td>・</td> <td></td> </tr> <tr> <td>電源供給</td> <td>※</td> <td></td> <td>・</td> </tr> <tr> <td>操作盤までの1次側電気工事</td> <td>※</td> <td></td> <td>・</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">建具類駆動装置</td> <td>操作盤以降の2次側電気工事</td> <td>・</td> <td>※</td> <td></td> </tr> <tr> <td>建具類電動駆動装置の2次配線及び操作スイッチ</td> <td>・</td> <td></td> <td>・</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">自動閉鎖装置</td> <td>上記の配管</td> <td>・</td> <td></td> <td>・</td> </tr> <tr> <td>自動閉鎖装置取り付け箇所の切り込み及び補強</td> <td>・</td> <td></td> <td>・</td> </tr> <tr> <td rowspan="2"></td> <td>上記の配管、配線</td> <td>・</td> <td></td> <td>・</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>				工事内容	本工事			別途工事	電気	機械	建築		機器の基礎	屋内設置（架台、アンカーボルトを除く）	・		※	屋上設置（架台、アンカーボルトを除く）	・		※	屋外設置（架台、アンカーボルトを除く）	※		・	架台、アンカーボルト	※		・	貫通スリーブ (はり、床、壁)	スリーブ	※		・	補強鉄筋	・		※	スリーブの穴埋め	※		・	箱入れ (はり、床、壁)	箱入れ	・		・	補強鉄筋	・		・	型枠の穴埋め	・		・	天井、壁の切り込み	墨出し	※		・	下地組み、ボード類切り込み (埋込照明器具等)	○		※	開口部補強	軽量鉄骨天井、壁下地	・		※	インサート	インサート	※		・	換気扇の取付枠	換気扇の取付枠	・	※		電気配管配線	機器付属の制御盤及び操作盤以降の配管、配線	・	※		機器付属の制御盤及び操作盤への電源供給配管、配線	※		・	天井吊り機器（空調機、空調換気扇）の本体と操作スイッチ間の配管	※		・	上記の配線	・	※		パッケージ型空調機などで屋内機と屋外機との間の配管	※		・	上記の配線	・	※		自動制御	電極棒及びフロートスイッチの本体	・	※		上記の配管、配線	※	○		電気配管	・	・		浄化槽	電気配線	・	・		電源供給	※		・	操作盤までの1次側電気工事	※		・	建具類駆動装置	操作盤以降の2次側電気工事	・	※		建具類電動駆動装置の2次配線及び操作スイッチ	・		・	自動閉鎖装置	上記の配管	・		・	自動閉鎖装置取り付け箇所の切り込み及び補強	・		・		上記の配管、配線	・		・					※配線は接続を含むものとする。			
		工事内容	本工事			別途工事																																																																																																																																																																	
			電気	機械	建築																																																																																																																																																																		
		機器の基礎	屋内設置（架台、アンカーボルトを除く）	・		※																																																																																																																																																																	
屋上設置（架台、アンカーボルトを除く）	・			※																																																																																																																																																																			
屋外設置（架台、アンカーボルトを除く）	※			・																																																																																																																																																																			
架台、アンカーボルト	※			・																																																																																																																																																																			
貫通スリーブ (はり、床、壁)	スリーブ	※		・																																																																																																																																																																			
	補強鉄筋	・		※																																																																																																																																																																			
	スリーブの穴埋め	※		・																																																																																																																																																																			
箱入れ (はり、床、壁)	箱入れ	・		・																																																																																																																																																																			
	補強鉄筋	・		・																																																																																																																																																																			
	型枠の穴埋め	・		・																																																																																																																																																																			
天井、壁の切り込み	墨出し	※		・																																																																																																																																																																			
	下地組み、ボード類切り込み (埋込照明器具等)	○		※																																																																																																																																																																			
開口部補強	軽量鉄骨天井、壁下地	・		※																																																																																																																																																																			
インサート	インサート	※		・																																																																																																																																																																			
換気扇の取付枠	換気扇の取付枠	・	※																																																																																																																																																																				
電気配管配線	機器付属の制御盤及び操作盤以降の配管、配線	・	※																																																																																																																																																																				
	機器付属の制御盤及び操作盤への電源供給配管、配線	※		・																																																																																																																																																																			
	天井吊り機器（空調機、空調換気扇）の本体と操作スイッチ間の配管	※		・																																																																																																																																																																			
	上記の配線	・	※																																																																																																																																																																				
	パッケージ型空調機などで屋内機と屋外機との間の配管	※		・																																																																																																																																																																			
	上記の配線	・	※																																																																																																																																																																				
自動制御	電極棒及びフロートスイッチの本体	・	※																																																																																																																																																																				
	上記の配管、配線	※	○																																																																																																																																																																				
	電気配管	・	・																																																																																																																																																																				
浄化槽	電気配線	・	・																																																																																																																																																																				
	電源供給	※		・																																																																																																																																																																			
	操作盤までの1次側電気工事	※		・																																																																																																																																																																			
建具類駆動装置	操作盤以降の2次側電気工事	・	※																																																																																																																																																																				
	建具類電動駆動装置の2次配線及び操作スイッチ	・		・																																																																																																																																																																			
自動閉鎖装置	上記の配管	・		・																																																																																																																																																																			
	自動閉鎖装置取り付け箇所の切り込み及び補強	・		・																																																																																																																																																																			
	上記の配管、配線	・		・																																																																																																																																																																			
○	19 化学物質の濃度測定 (1.5.7)	(1) 化学物質の濃度測定の基準、測定方法、測定対象室及び測定箇所数は以下により実施する。 ・「官庁営繕部におけるホルムアルデヒド等の室内空気中の化学物質の抑制に関する措置について」（国営整第4号平成24年4月5日） ・「学校における室内空気汚染対策について」（15ス学健第11号平成15年7月4日）	○ 24 仮設工事 (2.1.1)	本工事で必要な動力用水光熱費等の費用は、受注者の負担とする。 監督員事務所を本工事で（※設置しない ・設置する（ ・構内 ・構外 ・既存建物内一部使用））。 監督員事務所に設置する備品等の種類及び数量は以下のとおりとする。	<table border="1"> <thead> <tr> <th>設置する備品等の種類</th> <th>数量</th> <th>設置する備品等の種類</th> <th>数量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>				設置する備品等の種類	数量	設置する備品等の種類	数量																																																																																																																																																											
	設置する備品等の種類	数量	設置する備品等の種類	数量																																																																																																																																																																			
20 技術検査 (1.6.2)	(2) 測定対象化学物質が濃度指針値を超えた濃度で検出された場合は、引渡は受けない。 中間技術検査を行う。実施回数及び実施する段階は以下による。 ()	○ 25 土工事 (2.2.1)	残土処分は（※構外適切処分 ・構内敷ならし）とする。																																																																																																																																																																				
	○	21 完成時の提出図書 (1.7.1)	(1) 本工事は電子納品対象工事とする。 電子納品とは、調査、設計、工事などの各段階の最終成果を電子データで納品することをいう。ここでいう電子データとは、各種電子納品要領・基準等（以下、「要領」）に示されたファイルフォーマットに基づいて作成されたものを指す。 なお、書面における署名又は押印の取り扱いについては、別途監督職員と協議するものとする。 (2) 工事完成図書は、「要領」に基づいた電子データとなっているか（一財）沖縄県建設技術センターにて確認を受け、「確認登録証」の発行を受けること。 工事完成図書は、電子媒体で（正）1部提出する。 「要領」で特に記載が無い項目については、監督職員と協議の上、電子化のファイルフォーマットを決定する。なお、「紙」による提出物は、監督職員と協議の上、決定すること。 (3) 受注者は完成通知書の添付書類として、以下の書類及び電子データを監督員に提出しなければならない。 ア ゆいくる材利用状況報告書 イ ゆいくる材出荷量証明書 (4) 受注者は、監督員より「長期保全計画書」の作成の指示があった場合、これを作成し監督員に提出しなければならない。なお、この計画書の内容等は監督員との協議により決定する。	○ 26 塗装工事 (2.7.1)	金属管（金属製位置ボックス等を含む。）の塗装は図示によるほか、（ ・屋内露出 ・屋外露出）箇所に塗装を施す。																																																																																																																																																																		
訂正		平成 年 月 日	平成 年 月 日	記 事	御承認印	平成 年 月 日	平成 年 月 日	平成 年 月 日	平成 年 月 日	施 工	沖縄県知事許可（特-27）第11428号	工事名称： 具志川多種目球技場クラブハウス建設工事（電気）	令和 年 月 日	工事年度																																																																																																																																																									
		平成 年 月 日	平成 年 月 日								(株)サン電設		縮尺	作 図 者																																																																																																																																																									
	平成 年 月 日	平成 年 月 日								〒904-2231 沖縄県うるま市宇塩屋508-1 TEL(098)974-8750 FAX(098)974-8751	図面名称： 特記仕様書（電気設備その3）	S=N/S S=N/S	図面番号 E-03																																																																																																																																																										



訂正	平成 年 月 日	平成 年 月 日	記事	御承認印	年 月 日 年 月 日 年 月 日 年 月 日 年 月 日	工 業 沖縄県知事許可 (特-27) 第11428号 (株)サン電設 〒904-2231 沖縄県うるま市宇塩屋508-1 TEL (098) 974-8750 FAX (098) 974-8751	工事名称 : 具志川多種目球技場クラブハウス建設工事 (電気) 図面名称 : 構内配線図	令和 年 月 日	工事年度
	平成 年 月 日	平成 年 月 日						作 図 者	図面番号
	平成 年 月 日	平成 年 月 日						縮 尺 S=1/500 S=1/1000	E-05

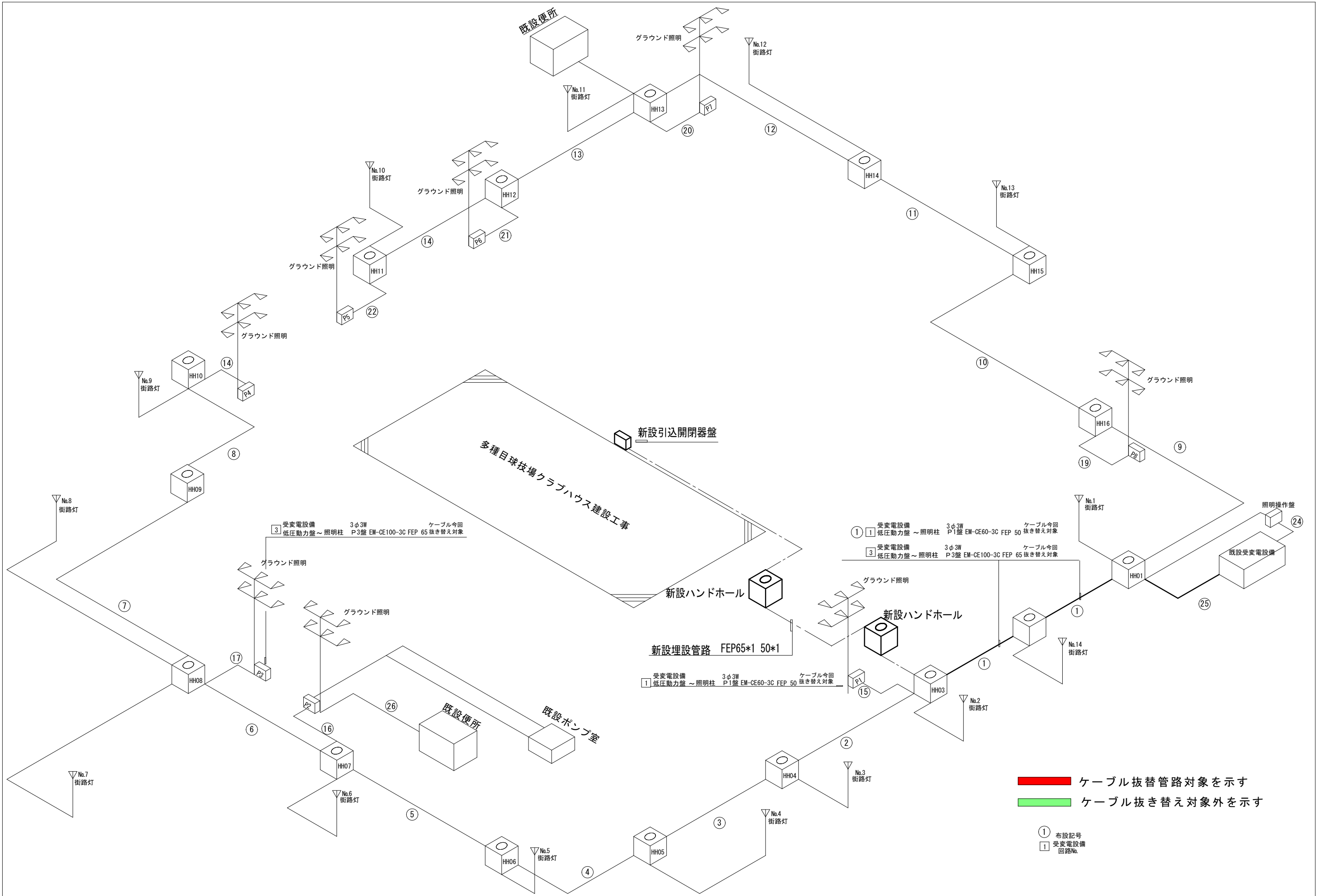


幹線設備系統図

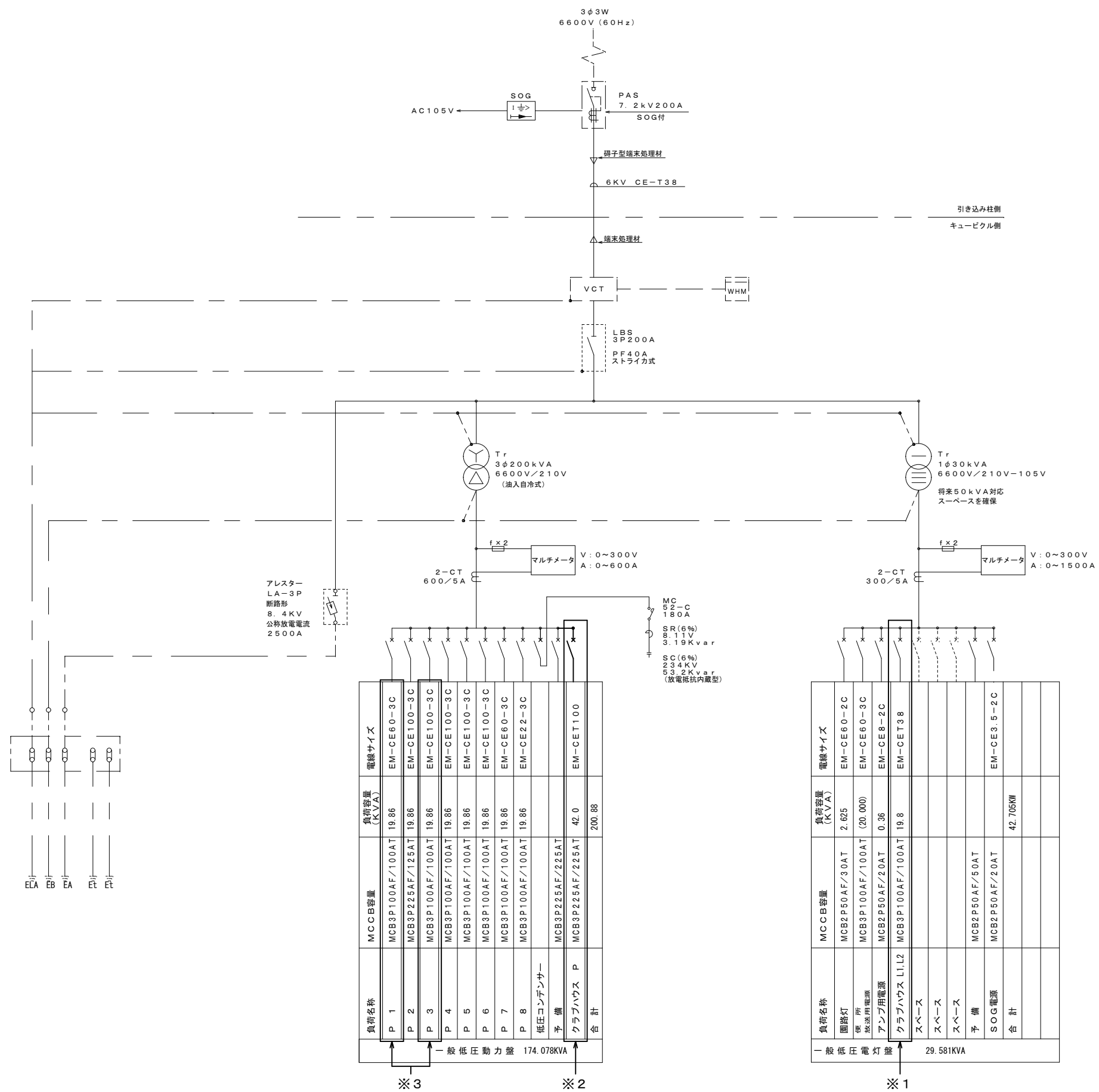
記号	名称	備考
LM	1φ EM-CET38sq (既設管路)	接続含む ※1
PM	3φ EM-CET100sq (既設管路)	接続含む ※2
L	1φ EM-CET38sq (FEP50・HIVE54)	
P	3φ EM-CET100sq (FEP65・HIVE70)	
L1	1φ EM-CET14sq E5.5 (VE36)	屋外立上り (HIVE) とする
L2	1φ EM-CET38sq E5.5 (VE54)	屋外立上り (HIVE) とする
P1	3φ EM-CET38sqE8 (コロガン・VE54)	ACP-2
P2	3φ EM-CET38sqE8 (コロガン・VE54)	ACP-1
E	1E14sq (VE16) (14φ - 1500L)	
5.5	3φ EM-CE5.5-3C E1.6 (PF28)	
C	将来用予備配管 (FEP50・FEP65)	

- ☒₁ ブルボックス SUS製 WP 300×300×200
- ☒₂ ブルボックス SUS製 WP 150×150×100
- ☒ 電灯動力開閉器盤 ステン製 分電盤表参照
- ☒ 電灯分電盤 銅板製 分電盤表参照
- ☒ 空調機 (別途工事)
- ☒_{給水P} 給水ポンプ制御盤 機械設備工事

※1 今回工事にて既設照明柱用P-1盤 FEP50を切断・防水処理後流用
 ※2 今回工事にて既設照明柱用P-3盤 FEP65を切断・防水処理後流用



訂正	平成 年 月 日	平成 年 月 日	記 事	年 月 日 年 月 日 年 月 日 年 月 日 年 月 日 年 月 日 施 工	沖縄県知事許可 (特-27) 第11428号 (株)サン電設 〒904-2231 沖縄県うるま市宇塩屋508-1 TEL(098)974-8750 FAX(098)974-8751	工事名称:	具志川多種目球技場クラブハウス建設工事(電気)	令和 年 月 日	工事年度
	平成 年 月 日	平成 年 月 日				図面名称:	既設外灯設備アイソメ図	作 図 者	
	平成 年 月 日	平成 年 月 日				縮 尺	S-N/S S-N/S	図面番号	E-06-2



負荷名称	MCCB容量	電線サイズ	負荷容量 (kVA)
P 1	MCB3P100AF/100AT	EM-CE60-3C	19.86
P 2	MCB3P225AF/125AT	EM-CE100-3C	19.86
P 3	MCB3P100AF/100AT	EM-CE100-3C	19.86
P 4	MCB3P100AF/100AT	EM-CE100-3C	19.86
P 5	MCB3P100AF/100AT	EM-CE100-3C	19.86
P 6	MCB3P100AF/100AT	EM-CE100-3C	19.86
P 7	MCB3P100AF/100AT	EM-CE60-3C	19.86
P 8	MCB3P100AF/100AT	EM-CE22-3C	19.86
予備	MCB3P225AF/225AT		
クラブハウス P	MCB3P225AF/225AT	EM-CET100	42.0
合計			200.88

一般低圧動力量 174.078KVA

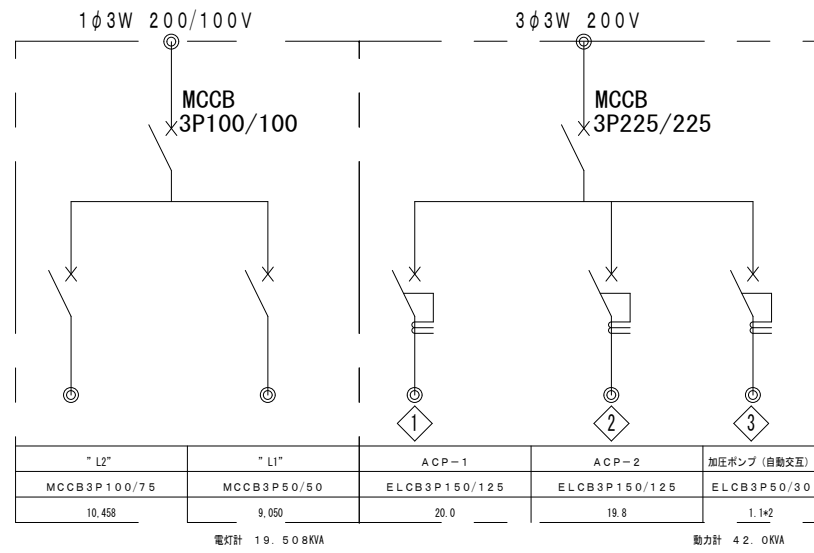
負荷名称	MCCB容量	電線サイズ	負荷容量 (kVA)
圓路燈	MCB2P50AF/30AT	EM-CE60-2C	2.625
便所 放送用電源	MCB3P100AF/100AT	EM-CE60-3C	(20.000)
アンプ用電源	MCB2P50AF/20AT	EM-CE8-2C	0.36
クラブハウス L1,L2	MCB3P100AF/100AT	EM-CET38	19.8
スペース			
スペース			
スペース			
予備	MCB2P50AF/50AT		
SOG電源	MCB2P50AF/20AT	EM-CE3.5-2C	42.705KW
合計			42.705KW

一般低圧電灯量 29.581KVA

作業内容

- ※1 MCCB3P100/100 取付及びケーブル接続
- ※2 MCCB3P225/225 取付及びケーブル接続
- ※3 既設配管流用の為、端末・ケーブル撤去 (E-06-2参照)

受変電設備結線図



屋外露出防水型 (ステンレス製)

電灯動力開閉器盤 LPM

盤名称 盤形式 幹線番号 幹線サイズ	電気方式 主幹容量	回路 番号	電圧 (V)	分岐開閉器				負荷名称	負荷容量 (VA)	備考		
				MCCB ELCB	P	AF/AT	RRV					
1φ3W100/200V LPM ELCB3P 50AF/50AT			①	100	MCCB	2	50/20		自火報受信機	6		
			②	100	MCCB	2	50/20		放送	4		
			③	100	ELCB	2	50/20			電灯	600	
			④	100	ELCB	2	50/20			電灯	1,000	
			⑤	100	MCCB	2	50/20			コンセント	600	4個
			⑥	100	MCCB	2	50/20			コンセント	450	3個
			⑦	100	MCCB	2	50/20			コンセント	300	2個
			⑧	100	ELCB	2	50/20			湯沸し器コン	800	1個
			⑨	100	ELCB	2	50/20			自動販売機×1	600	1個
			⑩	100	ELCB	2	50/20			製氷機コン(将来用)	150	1個
			⑪	100	ELCB	2	50/20			コンセント	300	2個
			⑫	100	ELCB	2	50/20			自動販売機×2	1,200	2個
			⑬	100	ELCB	2	50/20			自動販売機×2	1,200	2個
			⑭	100	MCCB	2	50/20			集中コン	10	
			⑮	200	ELCB	2	50/20			室内機	420	
			⑯	100	ELCB	2	50/20			熱交換機	410	
⑰	100	MCCB	2	50/20			ヨビ	500				
⑱	100	MCCB	2	50/20			ヨビ	500				
合計								9,050				

盤名称 : 電灯分電盤 : L 1

材質 : 鋼板製 (壁掛型)

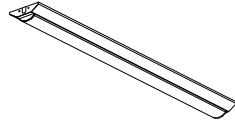
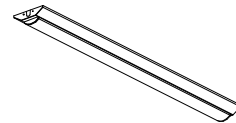
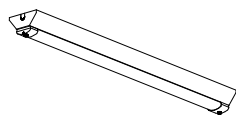
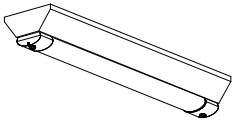
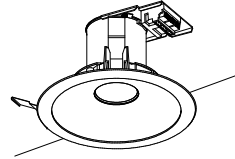
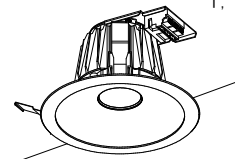
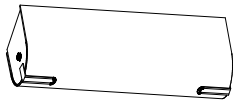
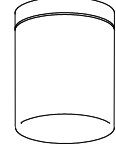
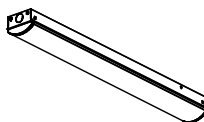
特記事項

盤名称 盤形式 幹線番号 幹線サイズ	電気方式 主幹容量	回路 番号	電圧 (V)	分岐開閉器				負荷名称	負荷容量 (VA)	備考		
				MCCB ELCB	P	AF/AT	RRV					
1φ3W100/200V LPM ELCB3P 100AF/75AT			①	100	ELCB	2	50/20		電灯	800		
			②	100	ELCB	2	50/20		電灯	800		
			③	100	MCCB	2	50/20			コンセント	600	4個
			④	100	ELCB	2	50/20			湯沸し器コン	800	1個
			⑤	100	MCCB	2	50/20			コンセント	600	4個
			⑥	100	ELCB	2	50/20			男子コンセント	750	5個
			⑦	100	ELCB	2	50/20			多目的トイレコン	1,260	2個
			⑧	100	ELCB	2	50/20			女子コンセント	960	3個
			⑨	100	ELCB	2	50/20			ハンドドライヤー	650	
			⑩	100	ELCB	2	50/20			ハンドドライヤー	650	
			⑪	100	ELCB	2	50/20			ハンドドライヤー	650	
			⑫	100	ELCB	2	50/20			屋外コンセント	300	2個
			⑬	200	ELCB	2	50/20			室内機	440	
			⑭	100	ELCB	2	50/20			熱交換機	198	
			⑮	100	MCCB	2	50/20			ヨビ	500	
			⑯	100	MCCB	2	50/20			ヨビ	500	
合計								10,458				

盤名称 : 電灯分電盤 : L 2

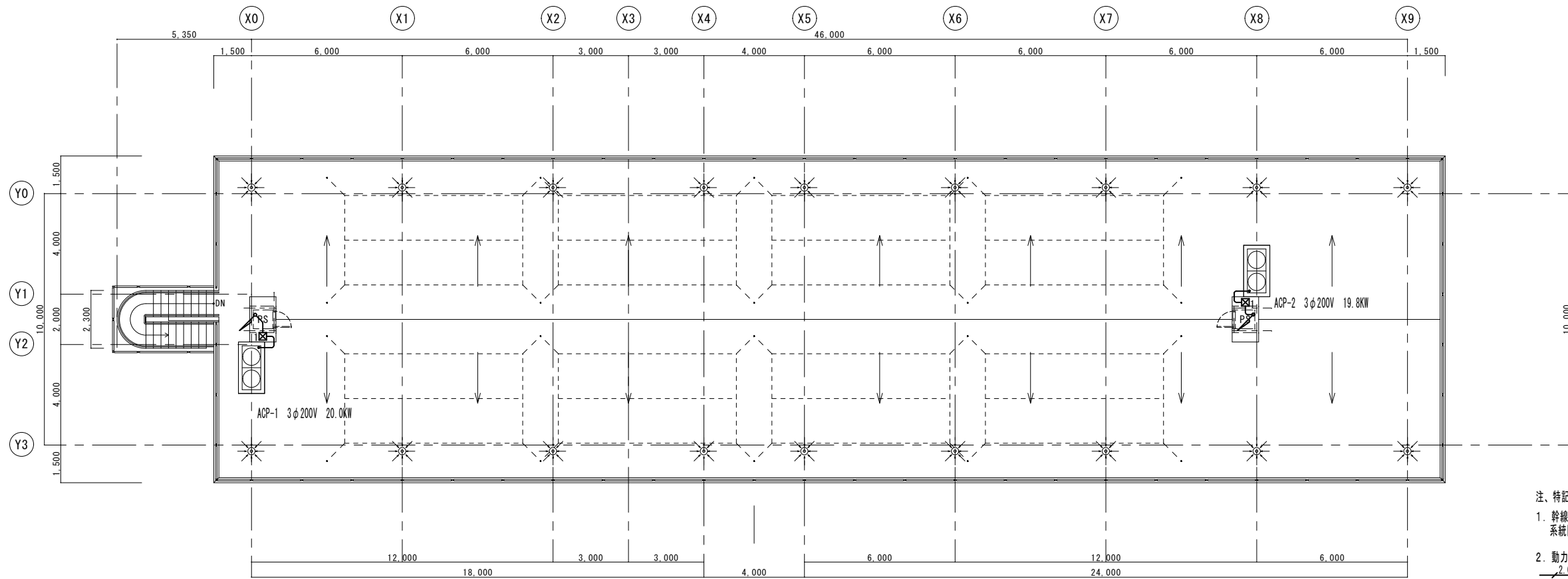
材質 : 鋼板製 (壁掛型)

特記事項

<p>A LSS9-4-30 LN</p> <p>24.1W 昼白色(5000K) 3,200lm</p>  <p>ロッカー室</p>	<p>B LSS9-4-65 LN</p> <p>44.1W 昼白色(5000K) 6,900lm</p>  <p>医務室・会議室・審判室</p>	<p>C LSS9MP/RP-4-22 LN</p> <p>16.9W 昼白色(5000K) 2,500lm 防湿型</p>  <p>シャワー室1,2・通路・倉庫</p>	<p>D LSS9MP/RP-2-14 LN</p> <p>11.4W 昼白色(5000K) 1,550lm 防湿型</p>  <p>シャワー室3</p>
<p>E LRS1-08 LN</p> <p>6.9W 昼白色(5000K) Φ150 960lm</p>  <p>男子トイレ・女子トイレ</p>	<p>F LRS1-17 LN</p> <p>15.3W 昼白色(5000K) Φ150 1,940lm</p>  <p>多目的トイレ</p>	<p>G EL-VE1713C</p> <p>LED電球×2 15.2W 電球色 1,520lm</p>  <p>トイレブラケット</p>	<p>H EL-WCE2600C</p> <p>7.2W 電球色 810lm</p>  <p>シャワー室ブラケット</p>
<p>I LSS1-2-15 LN</p> <p>11.4W 昼白色(5000K) 1,600lm</p>  <p>会議室展示棚</p>			

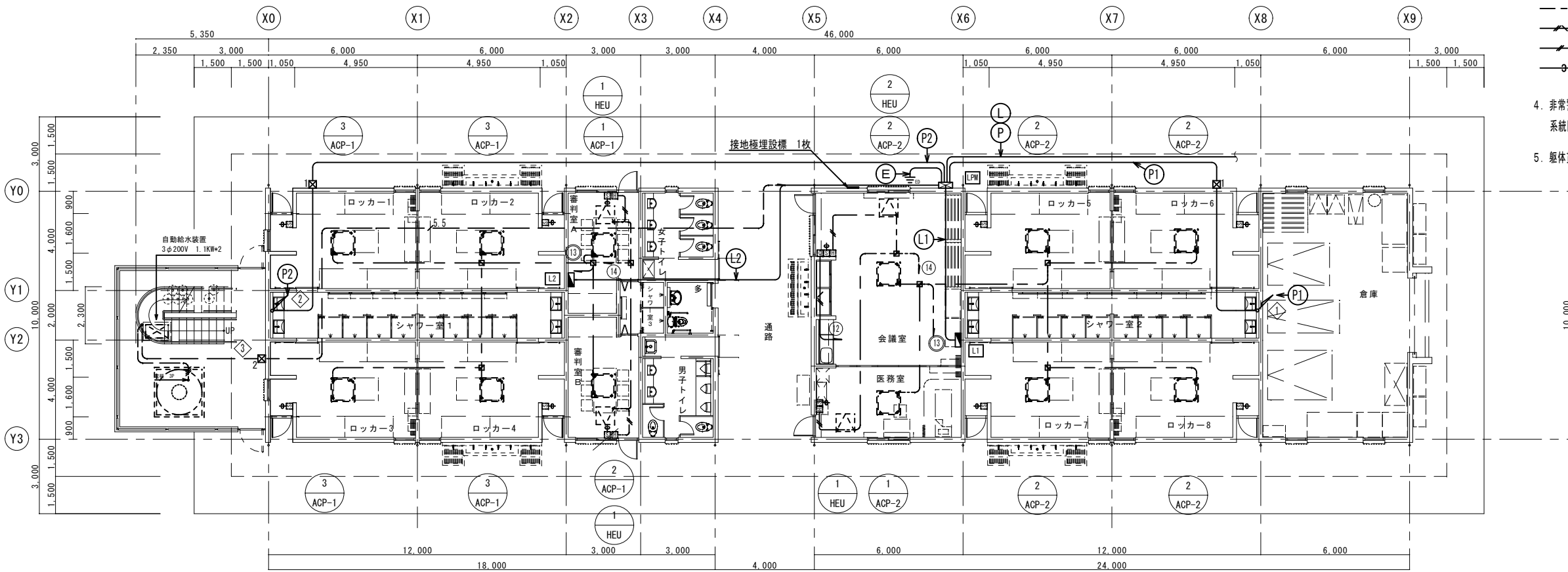
※1. 消費電力は、JIS C8105-3の測定法による。

凡	例
	照明器具 LEDライト
	照明器具 LEDライト ボックス有
	照明器具 シーリングライト
	照明器具 ブラケット
	照明器具 ダウンライト
	埋込スイッチ新金プレート製 連用型1P-15A
	埋込スイッチ新金プレート製 連用型3W-15A
	埋込スイッチ新金プレート製 パイロットランプ付
	自動点滅器 光電式
	センサー用スイッチ 参考品番：WTC5820W
	人感センサー親 参考品番：WTK4431
	人感センサー子 参考品番：WTK4911
	埋込コンセント新金プレート製 2P-15A×2
	埋込コンセント新金プレート製 2P-15AE×2、ET付
	埋込コンセント新金プレート製 2P-15AE×2、E付
	埋込コンセント 防水型2P-15AE×1、ET付
	埋込コンセント 2P-15AE×2、ET付(防滴プレート付)
	アップコン丸型(アルミダイガスト製) 参考品番：DU5140PV
	ブランクプレート 新金プレート
	防雨入線プレート
	湯沸器用リモコン 取付は機械設備工事
	集中リモコン(別途工事)
	空調リモコン(別途工事)
	熱交換器リモコン(別途工事)
	
	電灯動力開閉器盤
	電灯分電盤
	
	接地工事 D種
	配管配線 天井隠ぺい、天井ふところ内
	配管配線 床埋込
	配管配線 露出
	配管配線 地中埋設
	配管配線 床面露出
	配管配線 立上げ、素通し 立下げ

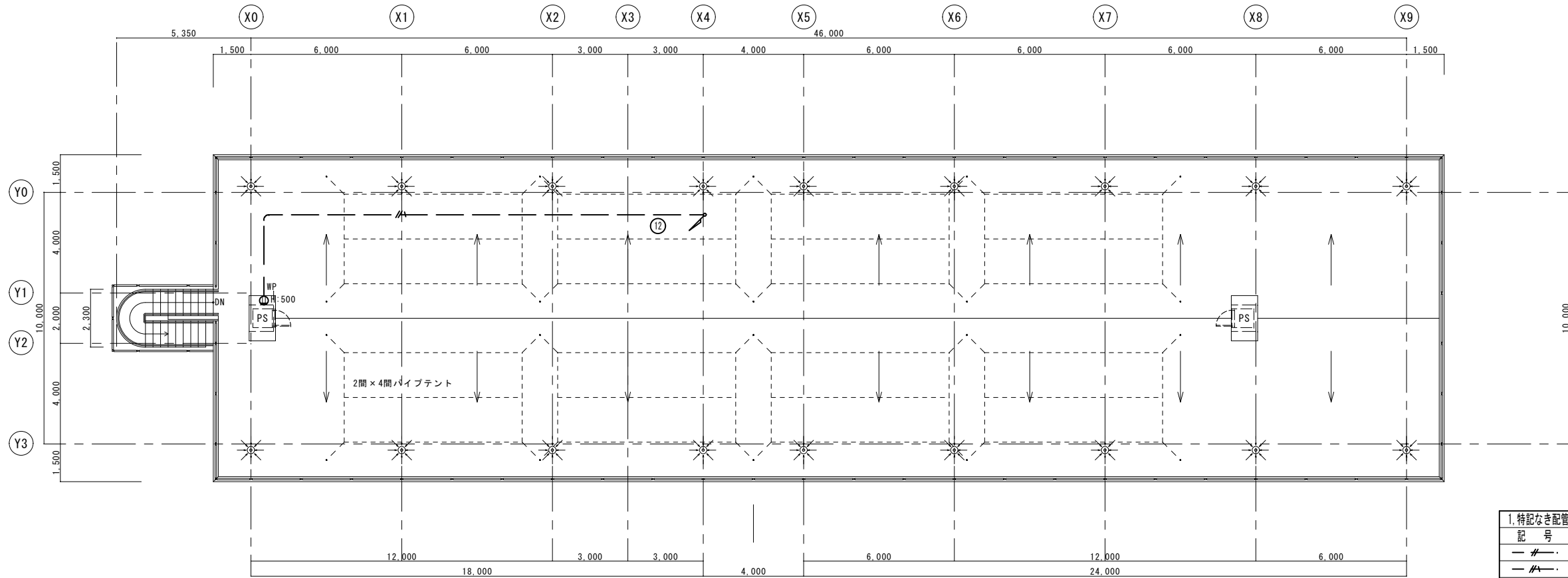


屋根伏図 A-1 S=1/100
A-3 S=1/200

- 注、特記なき配管配線は下記による
1. 幹線設備
系統図参照
 2. 動力設備
 - 2.0 EM-CE2. 0-3C E1. 6 (コログシ) (28)PF
 - 5.5 EM-CE5. 5-3C E1. 6 (コログシ) (28)PF
 - EM-CEE1. 25-3C (HIVE22)
 3. 室内機・熱交換機設備電源
 - EM-EEF2. 0-3C (コログシ) (22)PF
 - EM-IE2. 0*2E1. 6 (16)PF
 - EM-IE1. 6*2 (16)PF
 - 空配管 (16)PF
 4. 非常警報設備
系統図参照
 5. 躯体貫通部分・立上り・立下りは、電線管にて保護すること。



平面図 A-1 S=1/100
A-3 S=1/200



屋根伏図 A-1 S=1/100
A-3 S=1/200

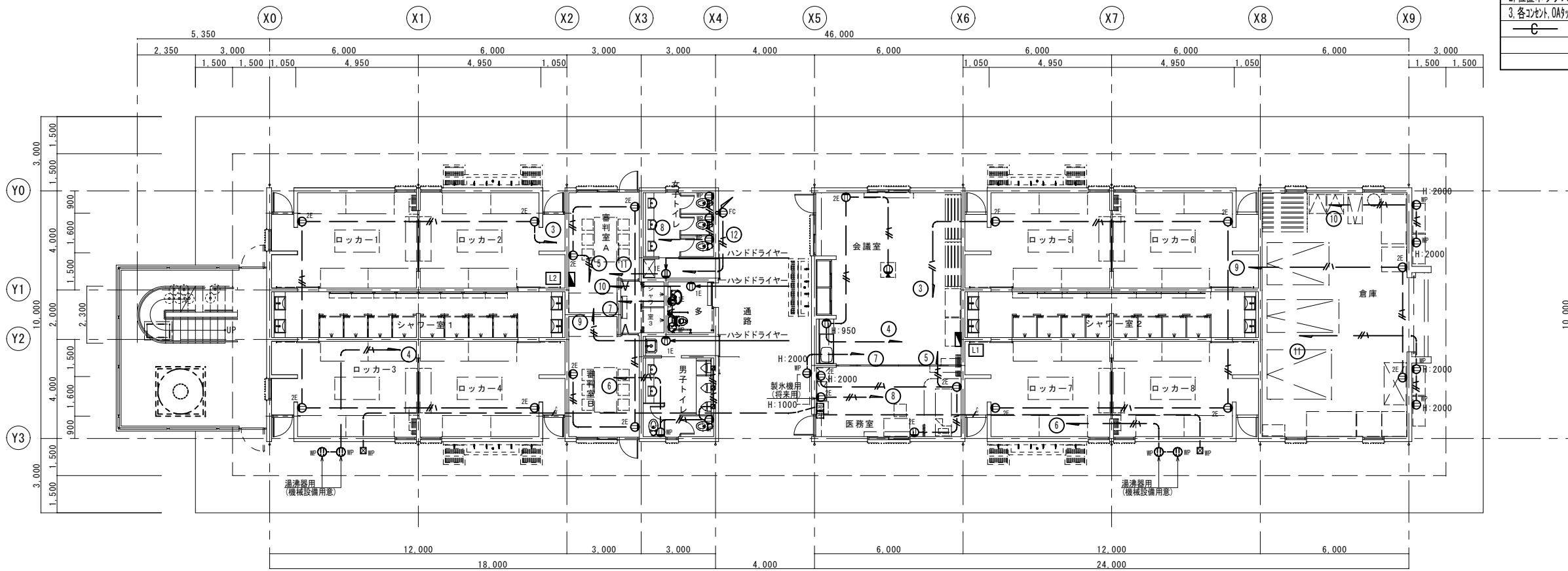
1. 特記なき配管配線は下記による。

記号	電線・ケーブル・電線管	備考
— # —	EM-1E2.0×2(16)PF	天井内30ガシ
— # # —	EM-1E2.0×2 E2.0(16)PF	天井内30ガシ
— # # # —	EM-1E2.0×4 E2.0(22)PF	天井内へ
— # —	EM-CEE1.25-2C (PF16)	
— # —	EM-EEF2.0-3C (30ガシ)	

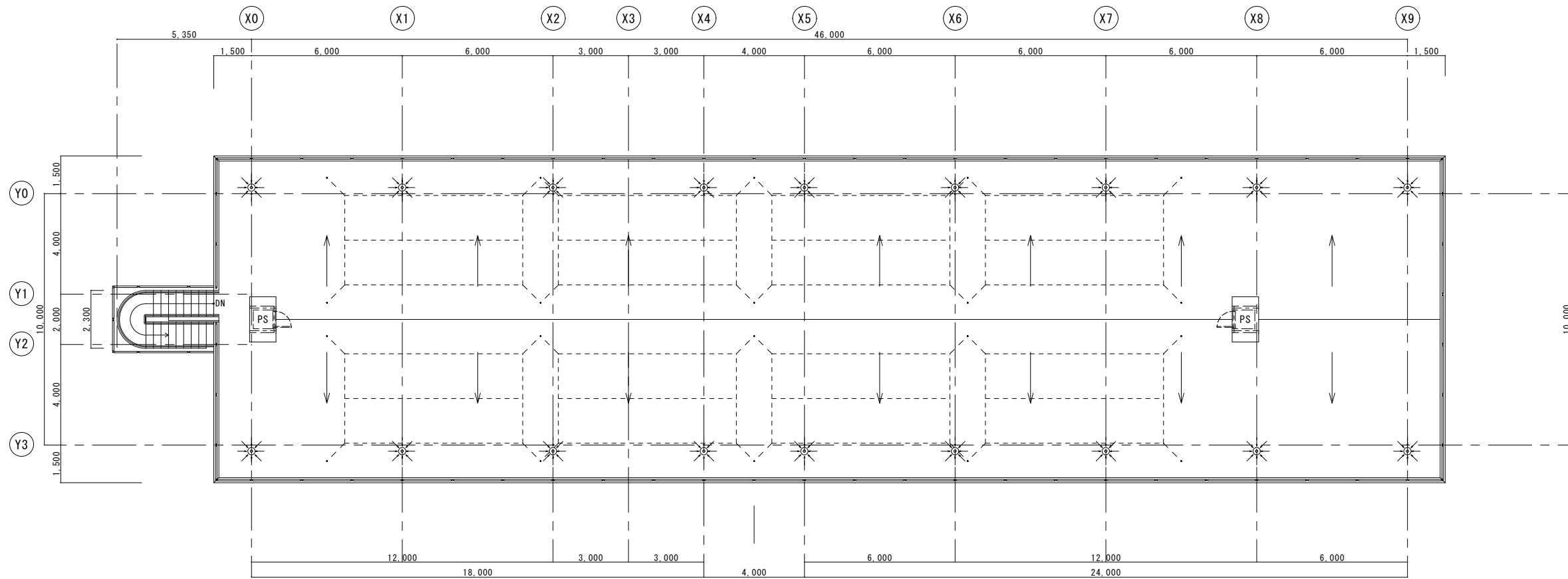
2. 位置ボックスに関しては全てVE製とする

3. 各コンセント、OAタップ、ルネジ、ポイントボックスには分電盤名、回路名を表示すること。

— C —	(16)PF	天井内へ
-------	--------	------



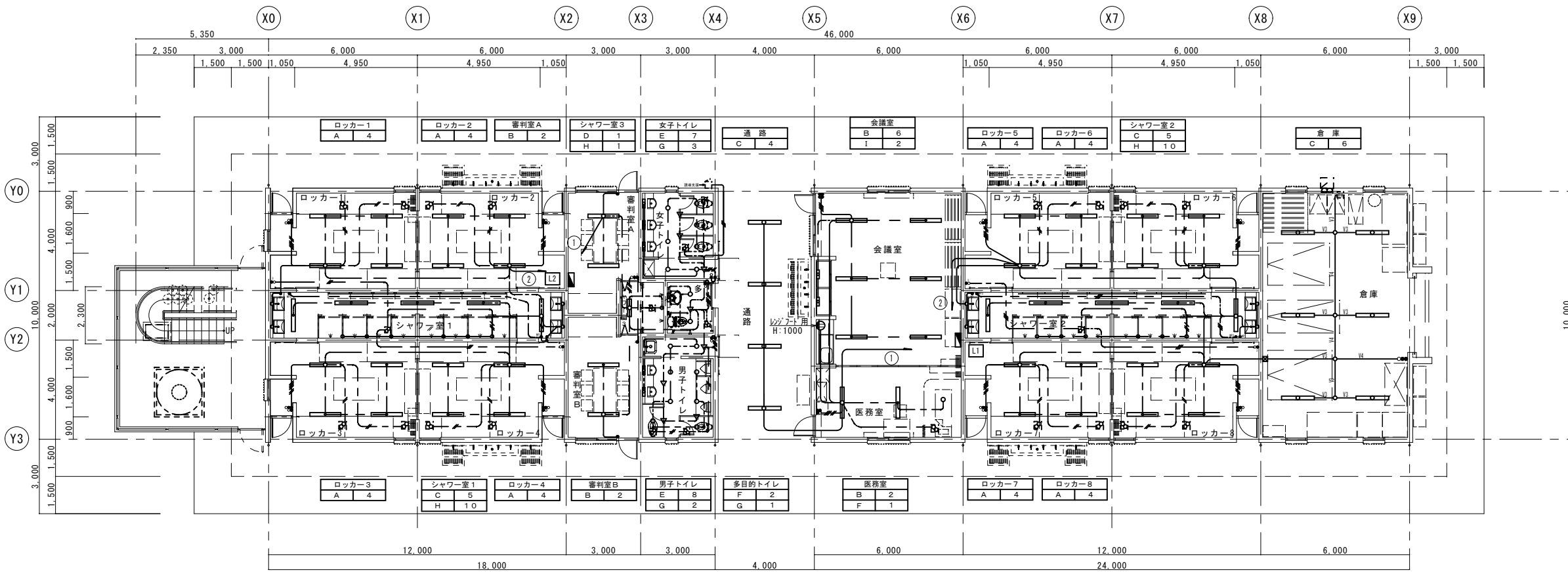
平面図 A-1 S=1/100
A-3 S=1/200



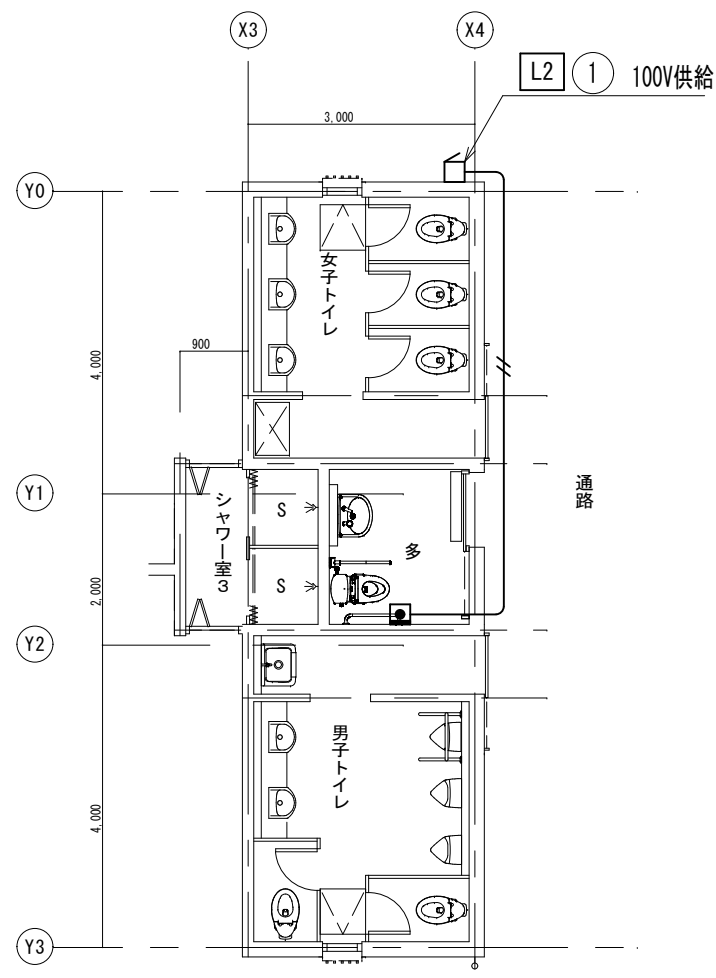
屋根伏図 A-1 S=1/100
A-3 S=1/200

- 注、特記なき配管配線は下記による
- EM-IE1.6×2 (16)PF
 - EM-IE1.6×3 (16)PF
 - EM-IE1.6×4 (16)PF
 - EM-IE1.6×5 (22)PF
 - EM-IE1.6×6 (22)PF
 - EM-IE2.0×2 E1.6 (16)PF
 - EM-EEF1.6-2C (天井内ごかし)
 - EM-EEF1.6-3C (天井内ごかし)
 - V3 EM-IE1.6×3E1.6 (16)VE
 - V4 EM-IE1.6×4E1.6 (16)VE

- 位置ボックスに関しては全てVE製とする
- 照明器具 (埋込型) の送り端子使用ヶ所は位置ボックスは省略する
- 躯体貫通部分は、電線管にて保護すること。
- 凡例
 - ... 位置ボックス付
 - ... 位置ボックスなし
 - ... 位置ボックス付
 - ... 位置ボックスなし
 - ... 換気扇 (別途)
 - ... 回路番号



平面図 A-1 S=1/100
A-3 S=1/200



誘導支援配線図

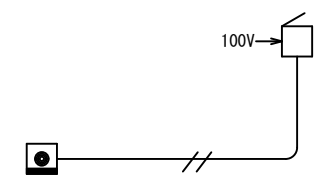
A-1	S=1/50
A-3	S=1/100

トイレ呼出設備姿図

<p>警告ランプ付ブザー</p>	<p>埋込プルスイッチ付押釦スイッチ</p>
<p>定 格 電圧 AC100V 50/60Hz</p> <p>消費電力 動作時: 5W 待機時: 1W</p> <p>操作電圧 DC5V</p> <p>使用周囲温度 -10℃~+50℃</p> <p>音 圧 警報音: 約90dB (前方1mにて)</p> <p> 報知音: 約65dB (前方1mにて)</p> <p style="text-align: right;">品番: EA5501</p>	<p>定 格 30V 0.1A</p> <p>結線方法 リード線式</p> <p>ボディ材質 ABS樹脂</p> <p>備 考 JIS防沫型</p> <p style="text-align: right;">30V 0.03A</p> <p style="text-align: right;">品番: WS65771</p>

凡例表

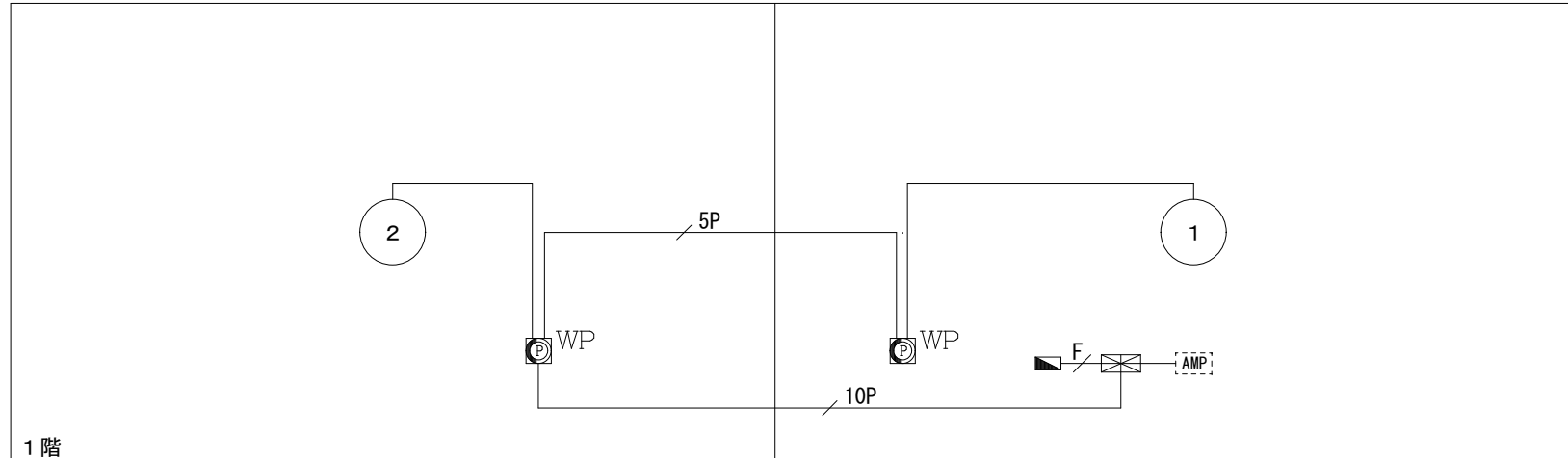
記号	名称	備考
	電灯分電盤	
	警告ランプ付ブザー	
	埋込プルスイッチ付押釦スイッチ	
	配管・配線	EM-AE1.2-2C (PF16)



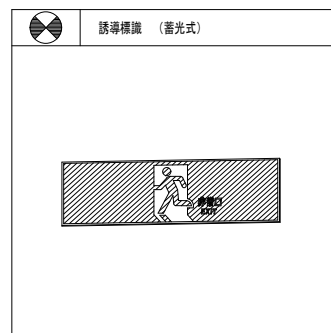
誘導支援系統図

A-1	--
A-3	--

屋上階



自動火災報知設備幹線系統図

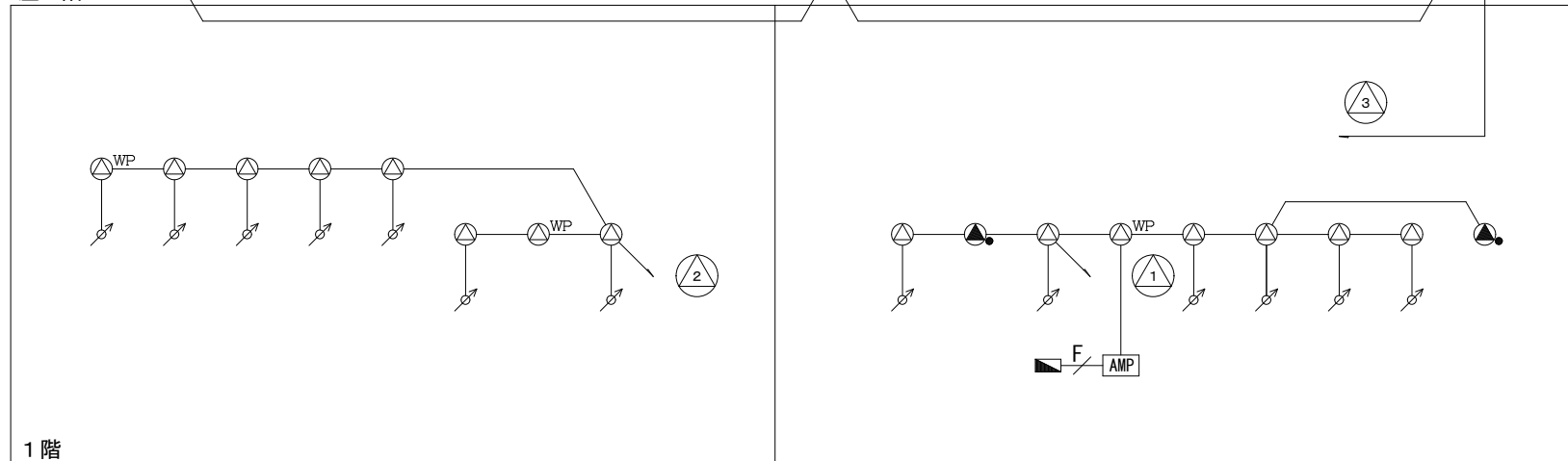


記号	名称	備考
	受信機	P型2級 5回線
	機器収納箱 (防水ステン)	◎ 收容
	発信機	P型2級 屋内外兼用 フラット型表示灯付
	スポット型感知器	差動式 2種
	スポット型感知器	差動式 2種防水
	終端抵抗	10kΩ
	警戒区域番号	
	非常用分電盤	
	配管、配線	EM-AE1、2-2C (PF16)
	配管、配線	EM-AE1、2-4C (PF16)
	配管、配線	EM-HP1、2-2C (PF16)
	配管、配線	EM-HP1、2-5P (PF22)
	配管、配線	EM-HP1、2-10P (PF28)
	配管、配線	HIV2.0×2 E1、6 (PF16)

※ 特記

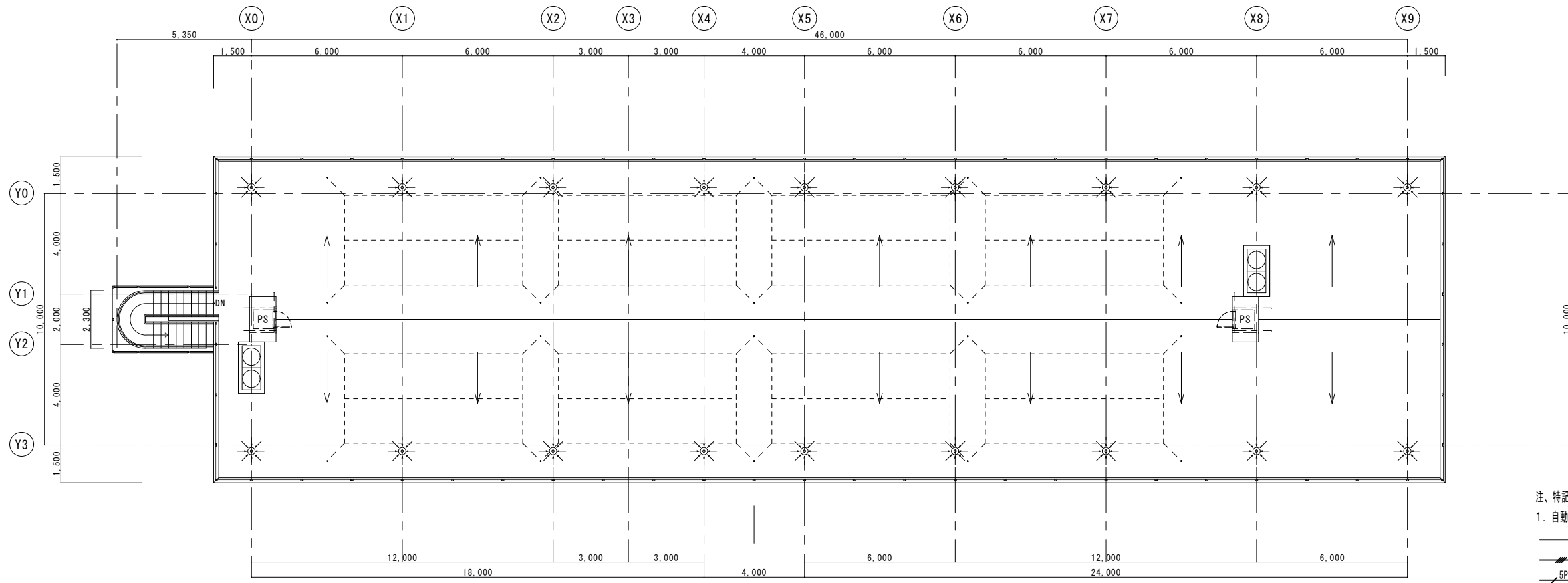
- 1) 感知器は、壁又は梁等から0.6m (熱感知器は0.3m) 以上、換気口等の空気吹き出し口から1.5m以上離れた位置に設けること。
- 2) 感知器は、0.6m以上 (熱感知器は0.4m以上) の梁毎に設置すること。
- 3) 自火報設備と非常放送設備は連動動作すること。

屋上階



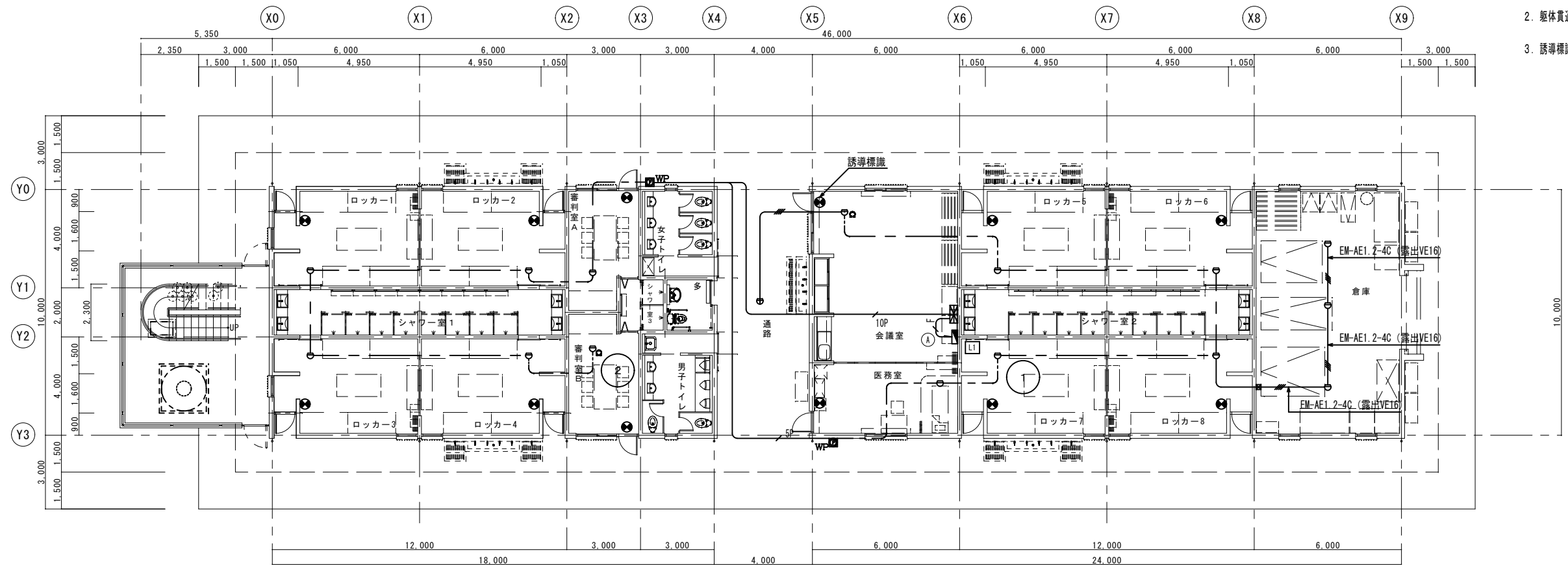
放送設備系統図

記号	名称	備考
	壁掛非常業務用放送アンプ	60W 10回線
	天井埋込スピーカー	3W L級
	ワイドホーンスピーカー	6W L級
	天井埋込スピーカー	3W L級 防滴型
	天井露出型スピーカー ATT内蔵	3W L級
	ATT (音量調整器)	3W 新金プレート
	音声警戒区域番号	非常放送用
	配管、配線	EM-HP1、2-2C (PF16)
	配管、配線	EM-HP1、2-1P (PF16)
	配管、配線	EM-HP1、2-2P (PF16)
	配管、配線	EM-HP1、2-3C (PF16)
	配管、配線	EM-HP1、2-5P (PF22)
	配管、配線	HIV2.0×2 E1、6 (PF16)



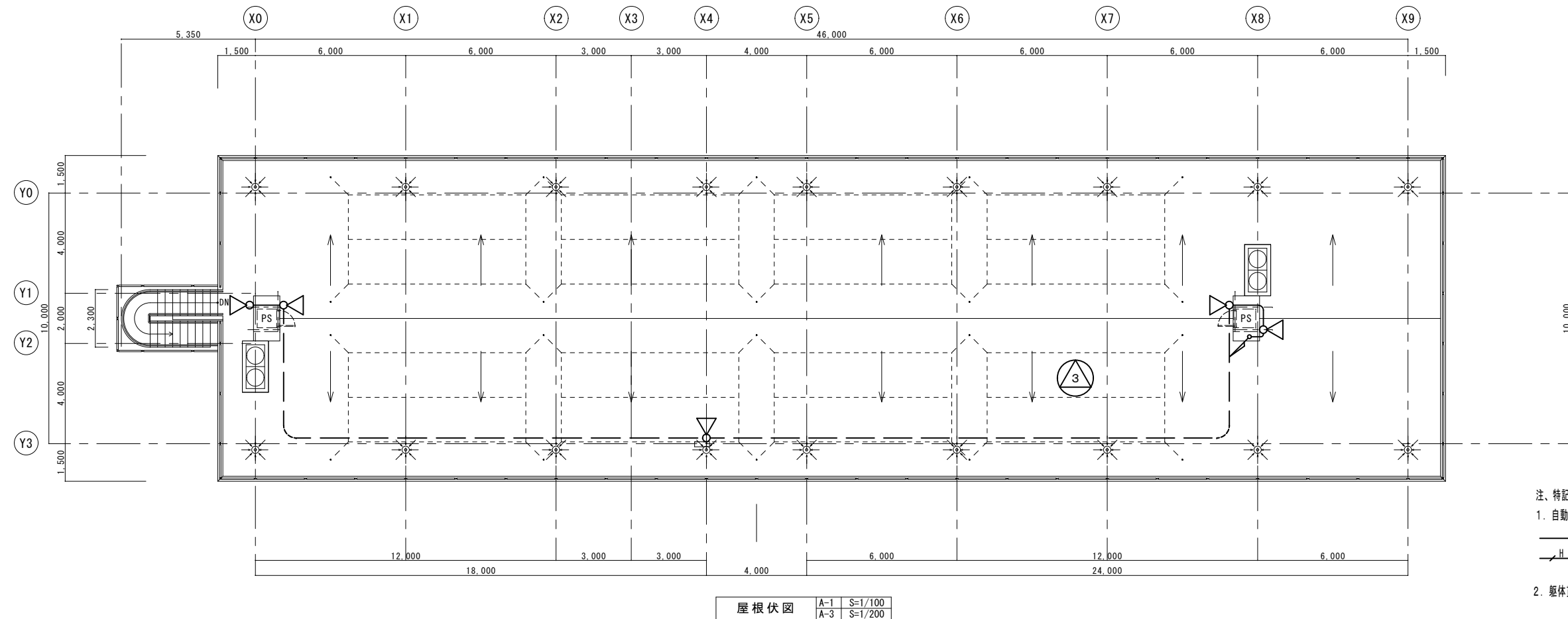
屋根伏図 A-1 S=1/100
A-3 S=1/200

- 注、特記なき配管配線は下記による
- 自動火災報知設備
 - EM-AE1.2-2C (コログシ) (16) PF
 - EM-AE1.2-4C (コログシ) (16) PF
 - EM-HP1.2-5P (コログシ) (22) PF
 - EM-HP1.2-5P (コログシ) (22) PF
 - HIV2.0x2 E1.6 (16) PF
 - 躯体貫通部分・立上り・立下りは、電線管にて保護すること。
 - 誘導標識は消防担当と位置調整確認すること。



平面図 A-1 S=1/100
A-3 S=1/200

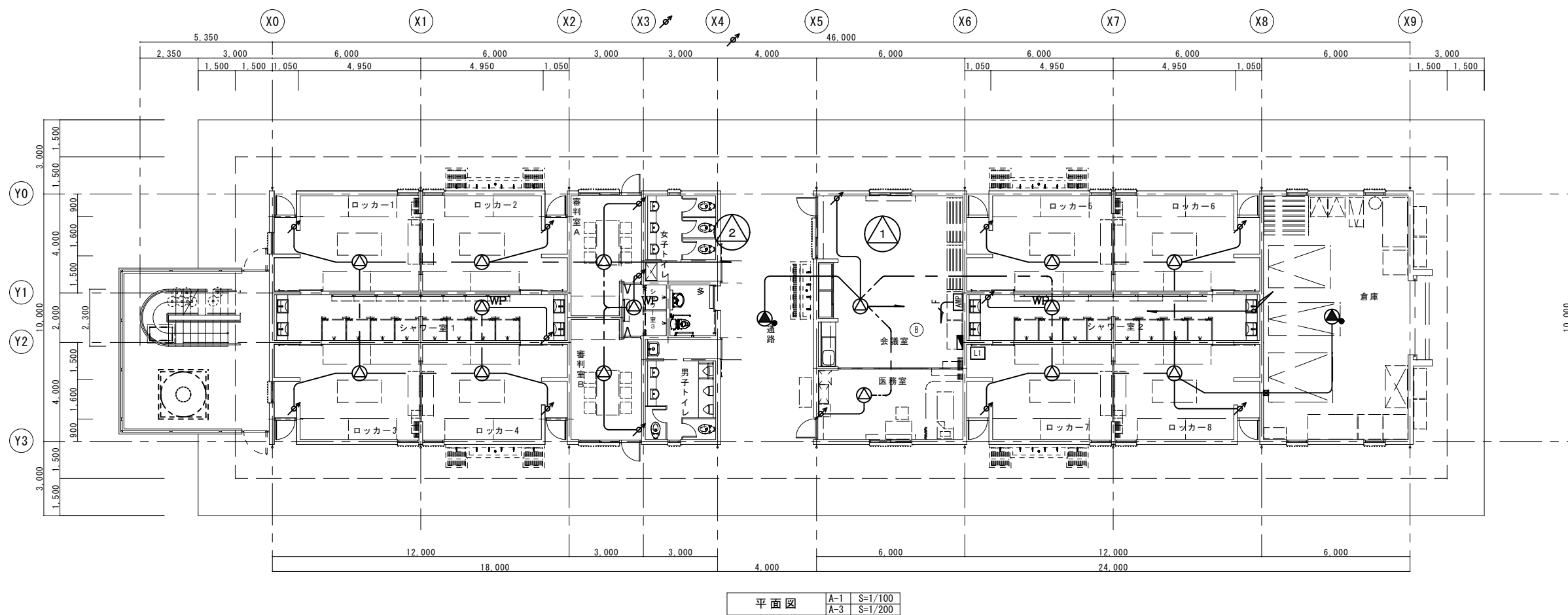
訂 正	平成 年 月 日	平成 年 月 日	記 事	御 承 認 印	年月日 年月日 年月日 年月日 年月日 年月日 年月日 年月日 年月日 年月日 年月日 沖縄県知事許可 (特-27) 第11428号 (株)サン電設 〒904-2231 沖縄県うるま市宇塩屋508-1 TEL (098) 974-8750 FAX (098) 974-8751	工事名称 : 具志川多種目球技場クラブハウス建設工事 (電気) 図面名称 : 1階自動火災報知設備配線図	令和 年 月 日	工事年度	
	平成 年 月 日	平成 年 月 日					作 図 者	縮 尺 S=1/100 S=1/200	図面番号 E-15
	平成 年 月 日	平成 年 月 日							



注、特記なき配管配線は下記による

1. 自動火災報知設備
 - EM-HP1.2-3C (コログン) (16)PF
 - HIV2.0×2 E1.6 (16)PF
2. 躯体貫通部分・立上り・立下りは、電線管にて保護すること。

屋根伏図 A-1 S=1/100
A-3 S=1/200



平面図 A-1 S=1/100
A-3 S=1/200

訂 正	平成 年 月 日	平成 年 月 日	記事	御承 認印		施工 沖縄県知事許可 (特-27) 第11428号 (株)サン電設 〒904-2231 沖縄県うるま市字塩屋508-1 TEL (098) 974-8750 FAX (098) 974-8751	工事名称： 具志川多種目球技場クラブハウス建設工事 (電気)	令和 年 月 日 工事年度 作 図 者		
	平成 年 月 日	平成 年 月 日			図面名称： 1階屋上階放送設備配線図				縮 尺 S=1/100 S=1/200	図面番号 E-16
	平成 年 月 日	平成 年 月 日								
	平成 年 月 日	平成 年 月 日								